

分類	入所系施設		通所系施設			訪問系事業所	
対象施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む。)、有料老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設(旧体系障害者入所施設を含む。)、障害児入所施設、児童養護施設、乳児院、救護施設 等 無料低額宿泊所、障害者グループホーム、ケアホーム		通所介護、通所リハ、短期入所、短期療養介護 ※予防含む	通所系障害者事業所(旧体系障害者通所施設、障害児通所施設、短期入所、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)	保育所、認可外保育施設	児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護
担当課	高齢者福祉課・介護保険課・障害者自立支援課・こども安全課・社会福祉課		介護保険課	障害者自立支援課	子育て支援課	少子政策課	介護保険課・障害者自立支援課
ヒトからヒトへの新型インフルエンザの感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている場合	入所者	入所者・職員に対し手洗いやうがいの励行をする。	入所系施設に同じ	入所系施設に同じ	入所系施設に同じ(市町村を通じて依頼)	入所系施設に同じ(市町村を通じて依頼)	入所系施設に同じ
	職員	職員に対し、外出時にマスクを着用することや、咳エチケットを徹底する。また人混みを避けるよう徹底する。					
		流行地域への旅行等を自粛する。					
	施設	職員を介してウイルスがもちこまれることのないよう、日ごろから健康管理等に留意する。					
清掃、消毒など施設の衛生管理を徹底する。 入所者の感染が疑われる場合、かかりつけの医師に電話で問い合わせ、受診時間等の指示に従う。必ずマスクを着用するなど感染の防止に努める。 従業員の感染が疑われる場合、出勤を停止させ、同様の処置をとる。							
近隣で発生	(上記に加えて)		①感染拡大防止のため特に必要である場合、広域での臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛)を行うこともある。 ②行政とよく相談した上で、事業者の判断により臨時休業も可能。 ③訪問介護事業者に対し、代替サービスの提供依頼 ④職員については、入所系に同じ。	同左	【参考】 次の事項を市町村に要請する。 ①感染拡大防止のため特に必要である場合、広域での臨時休業要請を行うこともある。 ②医療関係業務に従事する保護者など、どうしても保育が必要な状況に対応するため、一部の園で受け入れるなど市町村に対して配慮を要請する。 ③職員については、入所系に同じ。	学校等と歩調を合わせて、必要に応じて、市町村を通じて臨時休業を要請する。	職員については、入所系に同じ。 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上の配慮を行う。
	入所者	不要不急の外出を自粛する					
		患者発生地域や不特定多数が集まる場所への外出自粛					
	職員	職員の時差通勤等の感染機会を減らす工夫					
発熱等のある症状のある職員は自宅待機とする							
家族	基本的に「家族等の面会の制限」は行わない。(例外:近辺で発生、当該家族が感染の疑い)						

分類	入所系施設	通所系施設			訪問系事業所		
対象施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス含む。)、有料老人ホーム、老人保健施設、障害者支援施設(旧体系障害者入所施設を含む。)、障害児入所施設、児童養護施設、乳児院、救護施設 等 無料低額宿泊所、障害者グループホーム、ケアホーム	通所介護、通所リハ、短期入所、短期療養介護 ※予防含む	通所系障害者事業所(旧体系障害者通所施設、障害児通所施設、短期入所、児童デイサービス、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)	保育所、認可外保育施設	児童館、放課後児童クラブ、地域子育て支援センター	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護	
担当課	高齢者福祉課・介護保険課・障害者自立支援課・こども安全課・社会福祉課	介護保険課	障害者自立支援課	子育て支援課	少子政策課	介護保険課・障害者自立支援課	
施設内で発生	当該施設の利用者本人又は職員が感染	(上記に加えて)	①当該施設に、必要に応じ臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛) ②その他については、上記②～④と同様とする。	①当該施設に、必要に応じ臨時休業要請(短期入所については新規受入自粛) ②その他については、上記と同様とする。	①当該施設に、必要に応じ、市町村を通じて臨時休業要請 ②その他については、上記と同様とする。	当該施設に、必要に応じ、市町村を通じて臨時休業要請	
		当該入所者					基礎疾患等のない場合は、原則、施設でサービスを継続。原則として、個室に入室させ、咳エチケット等を守る。少なくとも熱が下がって2日目までは室外への移動を制限する。発症した日の翌日から7日目までは、できるだけ室外に出ない。
		当該職員					出勤停止。少なくとも熱が下がって2日目までは自宅療養。発症した日の翌日から7日目までは、できるだけ外出自粛。
		濃厚接触入所者					濃厚接触者は個室又は濃厚接触者のみの居室を用意し、7日間は施設内の移動を制限した上で健康管理を徹底する。同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合は、ベッドの間隔を2m以上離し、カーテン等でのしきりを設置して、できるだけ接触を防ぐこと。
		濃厚接触職員					個別に保健所の指示に従う。
		職員					患者に対応する場合は、マスク、手袋を着用し、なるべく同じ職員が対応する。 できるだけ公共交通機関の利用を自粛する。健康管理を徹底する。
		家族					面会に当たっては、手洗いを励行するなど感染防止対策の徹底を求める。
		施設					他の利用者等の健康管理を徹底。①食事、入浴時の感染防止の配慮。②共同レクリエーション等集団活動の自粛
		施設					入所者、利用者、職員等においてインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上が、医師の診察を受けた上で感染が強く疑われた場合、保健所に連絡する。
		外部					生活維持のために必要な外部事業者は、感染防止対策を徹底、できる限り入所者等との接触を避ける。 それ以外の外部事業者は、不要不急の出入りはできるだけ避ける。
児童養護施設の児童	感染した児童以外の登校については、学校の指示に従う。						
臨時休業時の対応		①訪問介護事業者等に対し、代替サービスの提供依頼 ②介護保険法上の休業届出は不要。代替サービスの提供は、場合によってはサービス担当者会議の開催不要。	①訪問介護事業者等に対し、代替サービスの提供依頼 ②障害者自立支援法の休止届け不要	代替保育所の確保等について、市町村に調整を要請	利用者への周知を図る	代替事業所を確保するため、市町村との調整を要請	
再開時		感染防止策の徹底。利用者、従業員の症状の有無を確認(基礎疾患を有する者は特に注意)。マスクの着用、うがい、手洗いのさらなる励行や職員の時差出勤の容認など。	同左	同左	同上		

注 今回の変更点:①7日以内に10名以上が、医師の診察の上、感染が強く疑われた場合に保健所に連絡。